

上越市出身者交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、市内の交流人口の拡大を図るため、上越市外在住の当市出身者と市民との交流会を実施する主催者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、交流会とは次の各号に定めるところによる。

- (1) 郷人会、ふるさと会 市外在住の当市出身者の交流を目的とした集会（但し、冠婚葬祭は除く）
- (2) 同窓会 同一又は複数の学校等（幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、専門学校及びこれらに準ずる学校）の卒業生で構成される集会
- (3) 上記以外の親睦会のうち、公益社団法人上越観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が認めるものも交流会とみなすものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、上越市内の宿泊施設において、次の全ての要件を満たす交流会を実施する主催者とする。

- (1) 参加者が15名以上で、その5分の1以上が交流会を行った施設で宿泊すること。
- (2) 参加者のうち、その5分の1以上が市外在住の者であること。
- (3) 協会が実施するアンケートを提出すること。
- (4) この要綱に基づく補助金以外に、上越市及び協会から補助金等の金銭的支援を受けていないこと。

(補助対象期間)

第4条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに実施される交流会とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、交流会1件につき20,000円とする。ただし、補助金の交付は、一つの補助対象者につき、同一年度内で1回までとする。

- 2 申請が予算の限度額に達した場合は、協会のホームページにて事業終了の旨を告知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ上越市出身者交流促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、交流会実施日の前日から起算して15日前までに協会に提出しなければならない。但し、平成30年4月15日以前に実施される交流会については、交流会実施日の前日から起算して3日前までに協会に提出すればよいものとする。

- (1) 出席者予定者の人数、住所及び宿泊者の数が分かる書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、宿泊事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、交流会実施日の翌日から起算して15日以内に実績報告書(様式第3号)及び補助金交付請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 前条の実績報告書が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第10条 この要綱により補助金の交付を受けた宿泊事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。